

2026（令和8）年度 大府市保育料徴収金基準額表

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料基準額（月額）							
		保育標準時間（11時間）				保育短時間（8時間）			
		3号認定		2号認定		3号認定		2号認定	
階層	定義 市民税所得割額	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
B	市民税均等割額非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
	（母子世帯等による減免）	0	0	0	0	0	0	0	0
C1	市民税均等割課税世帯	6,800	6,000	0	0	5,400	4,800	0	0
C2	市民税所得割額が48,600円未満である世帯	7,200	6,300	0	0	5,700	5,000	0	0
C3	市民税所得割額が48,600円以上52,400円未満である世帯	13,000	11,600	0	0	10,400	9,200	0	0
C4	市民税所得割額が52,400円以上67,000円未満である世帯	13,400	11,700	0	0	10,700	9,300	0	0
C5	市民税所得割額が67,000円以上69,000円未満である世帯	14,500	12,700	0	0	11,600	10,100	0	0
C6	市民税所得割額が69,000円以上97,000円未満である世帯	17,500	16,700	0	0	14,000	13,300	0	0
C7	市民税所得割額が97,000円以上122,200円未満である世帯	21,000	19,000	0	0	16,800	15,200	0	0
C8	市民税所得割額が122,200円以上146,500円未満である世帯	25,900	23,700	0	0	20,700	18,900	0	0
C9	市民税所得割額が146,500円以上169,000円未満である世帯	28,600	27,400	0	0	22,900	21,900	0	0
C10	市民税所得割額が169,000円以上181,000円未満である世帯	34,600	30,300	0	0	27,600	24,200	0	0
C11	市民税所得割額が181,000円以上192,600円未満である世帯	36,900	34,300	0	0	29,500	27,400	0	0
C12	市民税所得割額が192,600円以上216,600円未満である世帯	41,700	40,200	0	0	33,400	32,200	0	0
C13	市民税所得割額が216,600円以上228,600円未満である世帯	43,100	41,300	0	0	34,500	33,100	0	0
C14	市民税所得割額が228,600円以上250,700円未満である世帯	47,700	46,500	0	0	38,200	37,200	0	0
C15	市民税所得割額が250,700円以上301,000円未満である世帯	48,000	46,600	0	0	38,400	37,300	0	0
C16	市民税所得割額が301,000円以上331,300円未満である世帯	53,100	46,700	0	0	42,500	37,400	0	0
C17	市民税所得割額が331,300円以上397,000円未満である世帯	54,000	47,900	0	0	43,200	38,300	0	0
C18	市民税所得割額が397,000円以上である世帯	58,700	52,400	0	0	46,900	41,900	0	0
1号認定		0							
特別利用保育		0							

- 1 徴収金基準額表における「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に規定する市町村民税（同法第736条第3項に規定する特別区民税を含む。）をいい、「均等割」とは、同法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）をいい、その額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。
- 2 略
- 3 階層区分は、入所児童（0歳児及び1・2歳児に限る。）と同一世帯の父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の課税額の合計額により認定する。
- 4 入所児童と同一世帯の父母又はそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）（以下「保護者等」という。）が、指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を計算するものとする。
- 5 徴収金基準額表における階層が、C4階層（当該年度分の所得割の額が57,700円以上である世帯に限る。）からC18階層までに属する世帯であって、かつ、2人以上の就学前児童が子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもである世帯の入所児童に係る徴収金の額は、これらの者のうち最年長者（以下この項において「第1子」という。）が入所児童であるときは同表に掲げる額の全額とし、2番目の年長者（以下この項において「第2子」という。）が入所児童であるときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の児童（第1子及び第2子以外の者をいう。）については零とする。
- 6 徴収金基準額表における階層が、C1階層からC4階層（当該年度分の所得割の額が57,700円未満である世帯に限る。）までに属する世帯であって、かつ、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等（以下「特定被監護者等」という。）が2人以上いる世帯の入所児童に係る徴収金の額は、これらの者のうち最年長者（以下この項において「第1子」という。）が入所児童であるときは同表に掲げる額の全額とし、2番目の年長者（以下この項において「第2子」という。）が入所児童であるときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の児童（第1子及び第2子以外の者をいう。）については零とする。
- 7 子ども子育て支援法施行令第4条第2項第6号に規定する要保護者等が属する世帯であって、かつ、当該年度分の所得割の額が77,101円未満の世帯に該当する場合における徴収金の額は、零とする。
- 8 特定被監護者等（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）が2人以上いる世帯の児童のうち、2番目の年長者が入所児童であるときの徴収金の額は、徴収額基準表における階層がC1階層からC6階層までに属する世帯にあっては零とし、C7階層からC15階層までに属する世帯にあっては同表に定める額の2分の1の額とする。
- 9 特定被監護者等（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。以下この項において同じ。）が3人以上いる世帯の児童のうち、第3子以降の者（特定被監護者等のうち最年長者及び2番目の年長者以外の者をいう。）が入所児童であるときの徴収金の額は、徴収額基準表における階層がC4階層（当該年度分の所得割の額が57,700円未満の世帯を除く。）からC15階層までに属する世帯にあっては零とし、C16階層からC18階層までに属する世帯にあっては同表に定める額の2分の1の額とする。
- 10 前5項の規定のうち複数の規定の適用がある場合の徴収金の額は、これらの規定によりそれぞれ算出した額のうち最も低い額とする。